

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◁ 注目されるオーナー死亡退職の年金方式

不況が長期化していることもあって、オーナー経営者等の死亡退職金を分割払いせざるを得ない例が多くなっているが、実務家のあいだでは、こうしたケースでは、年金方式による支払を検討すべきとの声があがっている。

資金繰りの都合等によって金額の確定した退職金を分割払いし、その間の利息を付すような場合には、確定退職金の全額が相続財産に含まれることになるのは周知のところ。

しかし、年金として支払われる場合には、定期金に関する権利として、年金支払期間に応じて一定率を乗じた額が相続財産に含まれることになる。

例えば、5年超10年以下の年金の場合には6割相当額とされるから、同じ1億円を支払う場合でも、単なる分割払いなら1億円がマルマル相続財産にとり込まれるが、年金では1億円×0.6=6,000万円に止まるわけである。

もっとも、株式評価の面でも負債として控除される額は6,000万円どまりとなるものの、トータルでみた場合には年金方式のほうが相続財産の価額は少額になるのは確実である。

もちろん、高金利やインフレといった経済情勢下では、年金方式での支払いに問題もでてくるが、現時点ではそうした問題の生じる余地は少ないといえる。

資金繰りと相続財産の圧縮という両面から年金方式の活用を検討する必要がある。

◁ 住宅取得資金贈与の特例

贈与税の申告期限がいよいよ2月1日からスタートする(3月15日まで)。この贈与税、周知の通り、贈与財産の価額の合計額が60万円以下であれば申告義務はないが、ここで注意したいのは、贈与税の配偶者控除や住宅取得資金贈与の特例を受けるケース。この場合、たとえ税額が0であっても、申告は行わなければならない。

ところで、平成5年度の税制改正により贈与税額の軽減特例のうち、住宅取得資金贈与の特例について、一定の改正が行われている。

具体的には、まず、適用対象となる住宅用家屋の最低床面積要件がこれまでの40㎡以上から50㎡以上に引き上げられている(措令40の5②)。なお、上限については従来通り200㎡以下となっている。

また、適用対象となる既存住宅のうち、いわゆる中古マンションなどの耐火建築物の築後年数要件が、これまでの15年以内から20年以内に緩和された(措令40の5③三)。

これら改正後の規定は、平成5年4月1日以後、親又は祖父母から贈与を受けた住宅取得資金について適用され、平成5年3月31日以前の贈与を受けたものについては、改正前の規定が適用される(措令附則14②)。

ただし、平成6年3月15日までにこの資金で住宅の取得をし、なおかつ居住の用に供することが確実でない場合、特例の適用はないので要注意。